

令和3年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会〔総括質疑〕 開催状況  
(経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和3年7月1日  
質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>二 幌延深地層研究計画について</b> <b>(一) 研究終了の判断について</b> (宮川委員) 次に幌延深地層計画について伺います。 道は、1998年策定の深地層研究所計画において500メートル掘削の可能性がありながら、研究期間は概ね20年程度との認識であったと各部審査で答弁いたしました。なぜ掘削延長があったとしても研究期間の延長がないと受け止められたのか、判断根拠をお示してください。</p> <p><b>(二) 研究期間延長に対する知事の責任について</b> (宮川委員) 道は研究期間内に終えさせるよう機構に働き掛ける立場にありながら、機構の説明を鵜呑みにし、研究延長をやむを得ないものとなりました。研究期間延長を認めた知事の責任は重大だと考えますが、研究期間遵守を機構に常に求め続けるべきではありませんでしたか、所見を伺います。</p> <p><b>(三) 研究終了までのロードマップについて</b> (宮川委員) 機構は研究終了までの計画は公表していますけれども、詳細なロードマップは示していません。積極的に情報公開に努めるとあるので、道として機構に研究終了までのロードマップを提示するよう求めるべきではありませんか。</p>	<p>(知事) 計画の終了時期についてであります。平成10年に道に申し入れのあった深地層研究所計画においては、500メートル以深を目途に展開する試験坑道を主として、建設を進めるとし、また、全体の期間は、20年程度を考えていると記述されているところでございます。 この時点で、坑道を350メートル、500メートルと段階的に掘削することや研究期間の延長を行うことは計画に記載されておらず、道としても計画のとおりと受け止めていたものであります。</p> <p>(知事) 研究期間の延長についてであります。道では、幌延深地層研究が開始されてから、機構から概ね20年程度とする深地層研究所計画に沿って研究が進められていることを確認してまいりましたが、令和元年度の期間延長の申し入れを受け、確認会議を開催し、申し入れは協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことから、研究計画延長の必要性を確認いたしました。 さらに、確認会議や機構理事長との面談を通じて、研究期間は9年であり、期間を通じて必要な成果を得て、研究を終了できるようしっかりと取り組むこと、工程表を整理し、実施状況をわかりやすく説明することや、終了後の埋め戻しを計画案に書き加えることなどを確認したことを踏まえ、計画案は協定に則り、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとしたところであります。</p> <p>(知事) 研究終了についてであります。道では、令和元年度の機構からの研究期間延長の申し入れに対し、研究の実施状況を分かりやすく説明できるよう、今後の研究の工程表を整理し公表することを求めたところであります。 これに対し、機構からは、昨年の確認会議において、それぞれの研究課題について、令和2年度から10年度までの具体的な研究内容や実施結果を記載し、研究の進捗を示す工程表が提出をされ、毎年度、確認会議で内容を確認するとともに、道として公表しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 埋め戻しについて</b> (宮川委員) 埋め戻しについて、機構は当初、研究終了までの行程やその埋め戻しについては、第3期中期計画期間中に決定するとし、これは2019年度が期限でした。2028年度までの研究期間延長を決め、埋め戻しに関する提示も行われておりません。 埋め戻し工程を示さないことにどうしてなるのか。2019年度までに示すとしていた埋め戻しに関する工程も先送りすることについて道は認めたんですか、伺います。</p> <p><b>(四) 一再 埋め戻しについて</b> (宮川委員) 埋め戻し工程は期限を明確にした上で、機構に示さるべきではありませんか、伺います。</p> <p><b>(五) 研究期間の延長について</b> (宮川委員) 9年間の研究期間で研究を終了していく必要があるとされてきましたけれども、さらなる研究期間の延長は認めないとして、道として機構に示す必要があるのではありませんか、伺います。</p>	<p>(知事) 埋め戻しについてであります。機構では、平成27年度からの第3期中長期計画において、令和元年度までに研究終了後の埋め戻しについて決定するとしていたところでございます。 その後、令和元年度に研究期間の延長の申し入れがあった際、確認会議の中で、機構から、令和10年度までの研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと、また、研究終了後に、施工方法、作業手順、期間といった埋め戻しの具体的工程を示すことについて説明があり、道は、その内容について確認をしたところでございます。</p> <p>(知事) 埋め戻しについてでございますけれども、令和元年度に、機構から協議申し入れがあり、道と幌延町が受け入れた令和2年度以降の研究計画については、令和10年度までの9年間で必要な成果を得て終了できるよう取り組むことを確認会議で確認をしております。 なお、研究終了後は、三者協定に基づき地下施設を埋め戻すこととなっております。</p> <p>(知事) 研究期間の延長についてでございますが、一昨年12月の機構理事長との面談では、私自身が令和2年度以降の研究計画は9年間であることを確認し、面談結果を議事録として公表するとともに、昨年1月の機構への計画案受入の回答文書においても9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むことなどを改めて求めたところでございます。 道では、こうしたことを踏まえ、今後とも確認会議を公開の下で毎年度開催し、研究が三者協定に則り、計画に即し、工程表に基づき進められているかを確認していくことにより、研究は9年間で必要な成果を得て終了するものと考えております。</p>